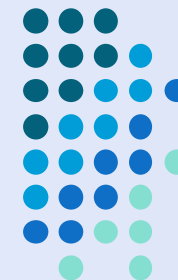
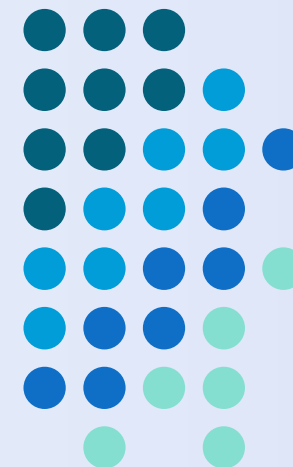


平成29年11月8日  
平成29年アセック廃棄物セミナー



# 産業廃棄物不適正処理の 防止について

愛知県環境部 資源循環推進課  
廃棄物監視指導室 室長補佐 中島賢



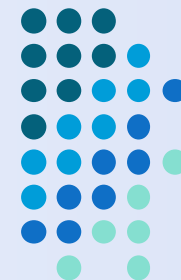
# ダイコー事案の経緯



	内 容
H28.1.12	(株)壺番屋が、「ダイコー(株)に廃棄処分委託した冷凍ビーフカツがスーパーで販売されているのが発見された」と尾張県民事務所等に通報
H28.1.13	ダイコー(株)及び(株)壺番屋等への立入検査、報告徴収を開始 ダイコー(株)が、大量の未処理の廃棄物を、県内4か所及び岐阜県、三重県内で保管していることが判明(うち県内3か所及び岐阜、三重は無届)
H28.2.29	廃棄物処理法に基づき、ダイコー(株)に対し改善命令書を発出 (着手期限3月4日、履行期限5月17日)
H28.3.3	ダイコー(株)が改善計画書を提出。同社は、同日より排出事業者に対し、処理困難通知※を発出併せて、県から排出事業者に対して回収を指導
H28.4.19	環境部内に「廃棄物撤去推進チーム」を設置
H28.6.8	生活環境保全の観点から、県の事務管理により、排出事業者が不明な廃棄物の撤去を開始
H28.6.27	廃棄物処理法に基づき、ダイコー(株)の産業廃棄物処理業許可(収集運搬業及び処分業)の取消し処分
H28.7.12	ダイコー(株)大西会長が愛知県警に逮捕される(食品衛生法違反。8月1日に廃掃法違反及び詐欺容疑により再逮捕)
H28.10.26	ダイコー(株)大西会長の公判が名古屋地方裁判所で開始される
H28.12.16	ダイコー(株)大西会長に判決が言い渡される (大西会長に懲役3年 執行猶予4年・罰金100万円、法人としての同社には罰金50万円)
H29. 2.27	県の事務管理を終了

※ 処理困難通知を受けた排出事業者は、廃棄物の回収等を講ずる義務が課せられる。

# 不適正処理事案の再発防止対策



## ○ 監視体制の強化

排出事業者、廃棄物処理事業者に対する立入検査を質・量ともに充実させ、事業者に対する監視・指導を強化する。

（職員の能力向上、関係機関、国、市町村等との連携等）

## ○ 排出事業者・処理業者に対する指導強化

廃棄物の排出事業者・処理業者に対して、廃棄物処理法及び関係法令遵守の徹底を図る。

（排出事業者向けパンフレット作成、立入強化月間の実施等）

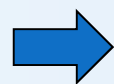
## ○ 廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進

家庭、事業所から排出される食品廃棄物の発生抑制を図るとともに、そのリサイクルを促進することで、環境への影響が少ない持続可能な社会づくりを進める。

# 守っていただきたいこと



○ 保管場所の掲示



第一歩

根拠法令：廃棄物処理法施行規則第8条（産業廃棄物保管基準）

## 掲示板作成例

産業廃棄物の保管場所			
産業廃棄物の種類	※1		
管理者		連絡先	
保管高さ	※2 m 以下		

掲示場所：保管場所の見やすい場所に掲示

- 縦横60cm以上

※1 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合はその旨を記載すること。

※2 屋外で容器を用いず保管をする場合に記入。

# 守っていただきたいこと（排出事業者）



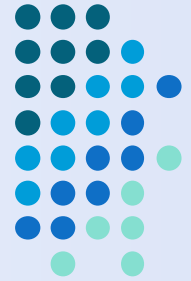
## ○ 適切な処理業者の選定等

- 信頼できる業者を選ぶ。  
（許可はあるか、適切な処理方法か等を確認）
- 適正な金額で委託する。  
（不自然に安くないか、複数業者からの見積等）

## ○ 適正な委託契約

- 委託契約書に、法定の必要事項（数量、料金等）が含まれるか。
- 数量は許可されている能力で十分処理できるか。

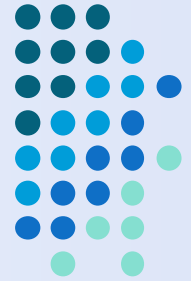
# 守っていただきたいこと（排出事業者）



## ○ 実地による確認

- 委託先の事業場を訪問し、処理状況を確認。  
（掲示板があるか、事業場が清潔か、処理施設が稼働しているか、腐敗・異臭・過剰な保管等がないか等）
- 委託期間中は定期的な実地確認が義務付けられている。  
（条例で年1回以上、記録を5年間保存）

# 守っていただきたいこと（処理業者）



## ○ 産業廃棄物を品目ごとに分類

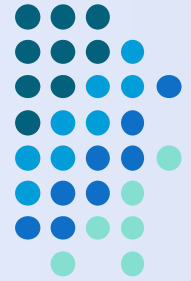
- 再生利用の観点からも、廃棄物の分別を徹底する。
- 廃棄物の保管場所ごとに掲示をする。
- 廃棄物とその他の資材等が容易に混ざる場所に保管しない。

## ○ 過剰に保管しない

- 廃棄物の発生量、搬出頻度に対して、過剰に保管しない。

\* このような保管基準は排出事業者にも適用される。

# 守っていただきたいこと（処理業者）



## ○ 発生時期が古い廃棄物を保管しない

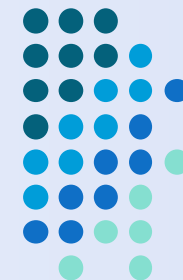
- 食品廃棄物の長期保管は腐敗等による悪臭・害虫の発生につながる可能性がある。
- やむを得ず長期保管になることがある場合は、環境保全上の対策（冷凍庫内に保管する等）をとる。

## ○ 悪臭・害虫の発生、廃棄物の飛散・流出を防止

- 事業場の外へ廃棄物を飛散・流出させない。
- 悪臭を発生させない。



# 実施していただきたいこと



## ○ 不正転売防止対策

- 排出時等の転売防止策。  
例) ✓ 排出場所において製品の袋を全て破る。  
✓ 転売不可能なもの（腐敗物等）と混ぜた上で搬出する。  
など
- 搬出・処分時等の転売防止策。  
例) ✓ パッカー車による回収。  
✓ 監視カメラ等の設置。  
など



関係機関等と連携し、不適正処理  
の防止に取り組めます。ご協力を！

ご清聴ありがとうございました。